

## 総務経済常任委員会所管事務調査中間報告

本委員会の所管事務調査の経過を次のとおり報告します。

令和6年12月16日

和寒町議会総務経済常任委員会  
委員長 窪田裕二

和寒町議会議長 中原浩一様

### 記

1. 調査件名 福祉・医療施設について

2. 調査の経過

令和5年5月9日第2回町議会臨時会で閉会中の継続調査として、特別養護老人ホーム芳生苑等の福祉施設建て替えの件を所管事務調査として委員会を開催してきた。

3. 調査の報告

#### (1)令和5年5月9日（全員協議会）

##### ◆「和寒町ふくしのまちづくり基本構想策定業務プロポーザル審査結果の報告」

町議会臨時会終了後、全員協議会で特別養護老人ホーム芳生苑の老朽化による施設の再整備として、施設を核とした福祉行政の推進を図る指針として「ふくしのまちづくり基本構想」を策定するため、ニーズの把握から構想策定までの業務を民間事業者の技術力や創造性を活かした自由で幅広い提案を受ける公募型プロポーザル方式により、4月24日に4事業者の提案を審査した結果が報告された。

1) 審査委員 7名（町内学識経験者3名、上川総合振興局地域政策課長、職員3名）

2) 受託業者 幹事者 社会福祉法人 ゆうゆう理事長 大原裕介  
共同提案者 teco株式会社 代表取締役 金野千恵

3) 契約額 21,976,650円（予算額22,000,000円）

4) 業務内容 現状整理、ニーズ把握、基本理念・基本方針、施設の基本計画をまとめ基本構想、基本計画を令和6年3月31日までに作成し、6年度以降は基本計画に基づき基本設計や実施設計を作成する。

## (2) 令和5年9月1日

### ◆「ふくしのまちづくり基本構想策定の取り組み報告」

受託業者では、町民や関係機関の聞き取り、町民と課題を共有し意見を反映するため、まちづくり町民サミットやふくしのまちづくりラボの開催状況を報告。事業の可能性や必要性の検討を進めるため受託事業者が町に提出するプランの意思決定機能を果たす「ふくしのまちづくり検討会（外部有識者4名、町内委員10名、受託事業者、行政職員）」を組織し進めていく報告があった。

## (3) 令和5年10月4日

### ◆「新たな拠点の機能候補案、事業規模」

受託業者から新たな拠点の機能(案)として、町民へのヒアリングや和寒町の社会資源等の状況を踏まえ、次の5点が示され質疑を行った。

#### 1) 最期まで暮らし続けることができる特別養護老人ホームの体制構築

- ・定員40名
- ・ユニット型個室と従来型多床室の組み合わせたものを検討
- ・1から2ユニットは、将来の可変的利用が可能な整備を実施
- ・町立診療所との連携による看取り支援体制の整備を検討
- ・魅力的なケア体制を構築し、広域的な利用者受け入れ体制の整備を実施

#### 2) あらゆる住民が安心して在宅生活を送ることができる在宅支援サービスの体制構築

- ・通所サービスや短期入所は、障がい児や障がい者も利用できる共生型サービス事業として実施
- ・訪問看護、訪問介護、居宅介護等の在宅支援サービスの体制整備を実施
- ・町営住宅等は、サービス付き高齢者住宅等の転用を検討

#### 3) 子どもたちが大切にされる機能の構築

- ・子どもや保護者が本町を誇りに感じることができる事業をどのように考えるか
- ・高校卒業後、本町に定住する若者を増加させる事業をどのように考えるか
- ・障がい児の社会的サービスは、共生型事業を基軸とした個別的ケア体制を構築し専門職を配置
- ・子どもたちが大切にされる視点に立った本プロジェクトが取り組むべき事業をどのように考えるか

#### 4) あらゆる住民が活躍できることを実現する雇用創出機能

- ・福祉以外の機能で、雇用を創出する機能の位置づけをどのように考えるか
- ・企業誘致ではなく、町民の活躍と町のニーズをマッチングする場づくり事業を実施
- ・町民が町を経営していく視点に立った起業を推進するビジョンをどのように考えるか

#### 5) 和寒町の特色の農業・食文化を推進する機能の構築

- ・和寒町の豊かな特色を生かすための新たな拠点の機能はどのようなものを考えるか
- ・障がい者の就労支援事業による農福連携をどのように考えるか
- ・特養の厨房で学校給食や地域食堂等の提供をどう考えるか

### ◆「建設候補地の比較」

建設候補地は町有地、民有地があることから決定するまでは秘密会議で進めることとした。受託業者から事業規模想定の数地面積などや6箇所の候補地の説明を受け、質疑を行い2つの候補地に絞り協議を進めることとした。

#### (4) 令和5年12月4日

##### ◆「基本構想の基本理念、基本方針案」

受託業者から基本構想、基本方針案が示され質疑を行った。

**基本理念(案)**は「共愉(きょうゆ)するまちを創造する」とし、世代や障がい者別、勤務産業を超えて共に豊かで活気あふれる賑わいのある町をつくるとしている。

##### 基本方針(案)の4点

- ・自分たちで考え自分たちで行動する
- ・お互いを思い、楽しいまちづくりを追求する
- ・誇れるまちとなる実践を展開する
- ・誰しものが安心して住み続けることができる地域福祉を展開する

##### 基本理念を実現するための5つの事業構築

- ・最期まで暮らし続けることができる特別養護老人ホームの体制構築
- ・あらゆる住民が安心して在宅生活を送ることができる在宅支援サービスの体制構築
- ・子どもたちが大切にされる機能の構築
- ・あらゆる住民が活躍できることを実現する雇用創出機能
- ・和寒町の特色の農業・食文化を推進する機能の構築

##### ◆「設置・運営主体の方向性」

###### 1) 設置主体は公設か民設の論点

- ・建築コストが増大する昨今の状況を踏まえた検討が重要となる。
- ・民設とする場合、経営ノウハウを持った社会福祉法人の参画が不可欠となる。
- ・和寒町は民間に全てを委ねるのではなく、施設運営は一定の財政的な支援や有機的な連携は重要としている。

※現状では民設で建てたととしても建築費は行政からの補助や助成で成立させていく方向性であれば、民設で進めていく方が事業を実施する上で優位ではないかとの説明があった。

###### 2) 運営主体は公営か民営での3つの視点

	専門的な視点	経営的な視点	理念・方針の体現
公営	△ ・行政職採用、処遇による専門職確保と定着 ・新たな事業、資源開発の困難性	△ ・公費のための安定的な経営 ・持続可能な経営の視点は困難性を伴う	× ・行政が依存した事業運営 ・行政が主導となった事業実施による住民の主体性の損失
民営	○ ・施設等運営ノウハウの活用になる質の向上 ・新たな事業、資源開発の充実化	△ ・民間の経営力による公費負担の削減 ・民間の経営負担の増大化	○ ・行政を頼らない住民が主体となった事業運営の実現 ・行政と住民の有機的な連携体制の構築

※昨今の社会情勢や今後人口減少が進んでいく状況化で和寒町に留まらず、日本全体の中で行政と連携のもと民設民営で進めていく方向性を示したいと説明があった。

※行政側は設置運営主体の方向性の提言を受け、建築コスト、将来的なランニングコスト、ふくしのまちづくり基本構想の実現に向けた理念、方針を考えたときに民間が建て、民間が運営する民設民営が望ましいであろうと判断している。

また、現在指定管理で運営している社会福祉協議会に民設民営で事業が行えるか確認しており、その回答を受けて今後対応を考えていく。仮に社会福祉協議会が難しいと判断された場合は、受託業者にも相談しながら理念と方針と一緒にやってもらえる法人を探す手段に移っていくと説明があった。

## ◆「建設候補地の比較」(秘密会議)

受託業者から2つの建設候補地に絞った理由などの説明を受け質疑を行った。

### (5) 令和5年12月5日

## ◆「12月4日の説明を受けての議員間討議」

設置運営主体の方向性は、民間がやるのか、町がやるのかを委員に確認し意見はなく、民間でやるべきだと一致しているのを確認した。

2つの建設候補地は、1つの候補地は安全確保ができるか、もう1つの候補地は金額がどこまで抑えられるかが課題との意見が出された。

### (6) 令和5年12月26日

## ◆「設置、運営主体の社会福祉協議会の検討結果」

令和5年12月8日付けで行政側から町社会福祉協議会に新たな福祉施設等の整備及び運営を受託できるかの検討を依頼し、12月22日付け社会福祉協議会会長名で回答があった。

(回答内容を抜粋)

- ・当協議会は施設整備の知識や能力を有しておらず、民設民営を行える運営体制になく、将来も体制の構築は難しい。
- ・現在も多大な支援を町から受け経営にあたっているが、大胆な経営改善を行い健全な自主運営に結びつけられる可能性は、経営状況を鑑みて非常に低いと考えられる。
- ・以上のことから当協議会として新たに施設整備を行い、運営主体となり施設等の経営を実施していくことに対し、評議員及び役員多数の意見として、受けることはできない判断に至った。
- ・指定管理者の期間は責任を持って全うし、新たな体制への移行に最大限の努力を傾注し、社会福祉協議会として本来果たすべき地域福祉サービスの充実に向け鋭意努力していく。

## ◆「新たな整備運営主体の依頼」

この結果を受け「和寒町ふくしのまちづくりに係る中核施設の運営について」を町長、議長、社会福祉協議会会長の三者連名で、「ふくしのまちづくり基本構想策定」の受託業者 社会福祉法人ゆうゆう理事長宛への依頼内容を審議した。

(依頼内容を抜粋)

- ・中核となる高齢者福祉施設の具体的な機能や施設の建設場所を決定していくため、新たな施設の整備運営主体の決定が喫緊の課題で、町、議会、社会福祉協議会が一体となりその解決に向けて早急に取り組むこととした。
- ・中核施設の整備や運営は貴法人での検討をお願いしたい。貴法人で新たな施設の運営が困難な場合は、適切な法人を紹介いただきたい。
- ・町は次の4点を別途協議の上、支援していく。
  - 1) 施設の建設用地の確保や土地利用。
  - 2) 施設の整備費用(設計・施設、外構、備品等)。
  - 3) 施設の運営費。
  - 4) その他、施設の円滑な運営に必要な事項。

・現施設職員の処遇等

- 1) 職員確保は、現施設に勤務する職員のうち、希望する職員を全員雇用する。
- 2) 現施設の職員が必要とする技能の取得に向けた研修環境を設ける。

依頼文は連名で議長名も入ることから各委員から意見を聞いたうえで、町長、議長、社会福祉協議会会長の三者連名で依頼することを承諾し、翌 27 日に三者で社会福法人ゆうゆう理事長に依頼文の提出に伺うこととした。

## (7) 令和 6 年 1 月 26 日（全員協議会）

### ◆「ふくしのまちづくりに係る中間施設の運営依頼の結果報告」

令和 5 年 12 月 27 日に三者連名で依頼した和寒町ふくしのまちづくり中核施設の運営について、令和 6 年 1 月 16 日に社会福祉法人ゆうゆうの理事長が来庁し三者で回答を受けた。その回答内容について町長、議長から報告を受けた。

(回答内容を抜粋)

1 月 11 日に社会福祉法人ゆうゆうの臨時理事会が開催され、現段階の和寒町の考え方、これまでのふくしのまちづくり基本構想策定の受託事業の経過等を踏まえ協議した結果、新たな中核施設の整備運営主体として、町・議会・社会福祉協議会と有機的な連携体制を構築し、様々な観点から協議を重ね、その任を担っていくことについて満場一致で可決された。

## (8) 令和 6 年 2 月 2 日

### ◆「町・運営法人・社協三者の協定スケジュール」

- ・包括連携協定（2 月下旬締結；町・社協・ゆうゆう）⇒基本構想に基づく連携
- ・包括連携協定に基づく基本協定（2 月下旬締結；町・ゆうゆう）  
⇒6 年度から新たな施設竣工まで、施設運営開始（R9 予定）以降の取り決め。
- ・基本協定に基づく年度協定（3 月下旬；町・ゆうゆう）  
⇒土地貸与や 6 年度補助事業（設計等）の事項、協議体設置。
- ・包括連携協定の覚書（3 月下旬；町・ゆうゆう）  
⇒職員継続雇用、職員研修等の実施、指定管理の業務移行の協力、協議体設置。

### ◆「基本構想に関する 6 年度予算、スケジュール」

- ・ふくしのまちづくり事業推進補助金 660 万円  
⇒3 月末までに基本構想が完成し実現していくソフト事業。町民主体の検討、推進組織設立・会議、まちづくりラボ、サミット開催、大学生インターンシップなど。
- ・地域福祉事業スキルアップ業務委託 1,540 万円  
⇒施設職員の面談、介護技術・専門知識等の向上、財務・就業規則・配置シフトなど改善に向けての経営コンサルティング業務。
- ・福祉施設整備事業補助金 4,785 万円  
⇒基本設計、基本設計図書作成。
- ・令和 7 年度：実施設計、令和 8 年度：建設工事、令和 9 年度：移転供用を目指す。
- ・指定管理の協定期間（R5 から R9）でも関係者の協議が整えば、指定管理者を新たな運営法人に変更し円滑な移行を図る。

## (9) 令和6年2月19日（秘密会議）

### ◆「新たな施設の建設候補地の比較検討」

受託業者より2つの建設候補地の比較検討資料の説明を受け、2023年7月に国交省から国土の利用整備及び保全を推進する国土形成計画が制定され、要配慮者利用施設や公共施設の災害リスクの低い地域へ立地を移し、ハードに関する整備と並行して住民を災害リスクの少ない地域へ誘導するものと掲載されている。2つの建設候補地の中で公共施設または医療介護の避難者がいる場合には安全な土地を選んでいく方針を強めており、1つの建設候補地を推薦したいと説明があった。

質疑では今回候補地を決めるのではなく、議員同士で議論する時間も必要ではないかと早めに再度委員会を開催し結論を出すこととした。

### ◆「ふくしのまちづくりに関する包括連携協定の内容」

町とゆうゆう、社会福祉協議会の三者で2月22日に締結する協定内容が示された。  
(連携範囲の内容抜粋)

- ・最期まで暮らし続けることのできる特別養護老人ホームの体制構築に関すること
- ・在宅支援サービスの体制構築に関すること
- ・子どもたちが大切にされる機能の構築に関すること
- ・住民が活躍できることを実現する雇用創出機能の構築に関すること
- ・和寒町の特色である農業、食文化を推進する機能の構築に関すること
- ・その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること
- ・協定期間は1年間

### ◆「ふくしのまちづくりに関する基本協定(案)の内容」

町とゆうゆうの基本協定書内容の説明を受ける。町が提示した内容で、ゆうゆうは理事会で確認し内容変更の可能性もあり、基本協定は包括連携協定に基づき、町とゆうゆうが行う役割を決めたもの。

(内容抜粋)

#### ◎第2条（芳生苑等の管理運営）

- ・1号は、必要な手続きを経て指定管理者を継承し新施設へ移行まで運営をしていく。
- ・2号は、指定管理料が生じる場合は、毎年度協議のうえ定める。
- ・3号は、芳生苑等の職員は責任を持って雇用する。

#### ◎第3条（新たな福祉施設の整備及び運営等）

- ・1号は、福祉施設の整備はゆうゆうが責任を持って整備運営していく。
- ・2号は、土地は町で用意し無償で貸し付ける。
- ・3号は、福祉施設の整備費用は、補助金、交付金等を差し引いた額を補助対象経費として町が支援する。
- ・4号は、協議のうえ収益的収支の損失は責任を持って町が支援をする。ただし開始日年の翌年から8年間とする。
- ・5号は、新施設の運営に必要な人材の育成、確保を図り、ゆうゆうは育成や研修に努め、町がその費用を協議のうえ、新たな福祉施設が運営されるまでの期間支援をする。

#### ◎第4条（協議体の設置）

- ・情報共有、連絡調整及び意見交換の場を設ける協議を行う。

◎包括連携協定、基本協定の締結は2月22日を予定し、3月下旬には構想、計画が策定できるように進めている。

質疑の結果、包括連携協定締結は2月22日で了承するが、基本協定は将来的な運営費や事業者への担保があり、第2条、第3条を整理し再度説明する。8年間の根拠も明記していなく、次回その説明も受けることとした。

## (10) 令和6年3月1日

### ◆「中核となる福祉施設の機能(案)」

受託業者が中核となる福祉施設の機能(案)の具体的な考えが示され、町民サミット開催前に委員会への内容説明があった。

#### 1) 最期まで暮らし続けることができる特別養護老人ホームの体制整備

- ・ユニット型個室とする。
- ・ユニット定員は12名、4ユニットの48名定員とする。
- ・1ユニット2居室は、空床利用型の短期入所とする。
- ・居室面積は、トイレ有16.5㎡、トイレ無14㎡とする。
- ・ユニットの共有スペースは、多様な交流スペースとして活用する。

#### 2) あらゆる住民が安心して在宅生活を送ることができる在宅支援サービスの体制構築

～和寒町版地域包括ケアシステムの実現～

- ・通所介護は18名定員、共生型(障がい児者)も利用できる類型とする。
- ・通所介護は介護、自立ケア+働く、表現するプログラムを構築する。
- ・あらゆる住民を対象とした訪問看護、訪問介護体制を構築する。
- ・特養に空床利用型短期入所を構築する。

※地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう地域内で助け合う体制。医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制を目指す。

#### 3) 子どもたちが大切にされる機能の構築

～新たな拠点のすべての機能に子どもを想う～

- ・ユニット共有スペースが子どもの居場所となる。
- ・保育所、学校と特養が連携したプログラムを開発する。
- ・障がい児や生活困窮世帯の子どもに対する専門職のアプローチ。
- ・不登校児に対するサードプレイス(居場所)機能を構築する。
- ・子どもが学習や遊ぶことができる居場所。
- ・子育て世代が子どもを預け、落ち着いて過ごせる居場所。
- ・食のセンター拠点創設による食育環境の整備。
- ・農作業場、創作活動場と保育所や学校教育をつなぐ遊びや体験の機能。
- ・図書館など子どもたちの学習や居場所支援を展開する拠点として活用する。

#### 4) あらゆる住民が活躍できることを実現する雇用創出機能の構築

- ・ちょっとした時間にちょっとした仕事ができるマッチング機能
- ・仕事をするためのキャリアトレーニング機能
- ・仕事をしている町民や拠点職員が集うオフィス、休憩所。
- ・町民が自由に訪れるカフェ機能。
- ・子どもが学習や遊びができる居場所
- ・子育て世代が子どもを預け、落ち着いて過ごせる居場所。

## 5) 和寒町の特色である農業、食文化を推進する機能の構築

- ・敷地内に農場を設け、町民の就労と交流を創出し提供する作物を育てる。
- ・農場と合わせて作業、休憩拠点を構築する。
- ・特養厨房、子どもや地域の配食等を提供するセンター拠点を構築する。
- ・センター拠点はイートインスペースを確保する。

## ◆「中核となる施設の面積」

福祉施設の機能(案)に対する建物の面積は、特養 1,807 m<sup>2</sup>、通所介護 276 m<sup>2</sup>、事務室 15 m<sup>2</sup>、給食センター336 m<sup>2</sup>、農作業所等 120 m<sup>2</sup>、交流スペース等 177 m<sup>2</sup>、廊下エントランス等 867 m<sup>2</sup>の合計 3,756 m<sup>2</sup>となる現時点での建物面積の説明を受ける。

## ◆「ふくしのまちづくりに関する基本協定の概要」

2月19日に示された基本協定(案)から考え方など整理をした概要と、基本協定の最終案が完成した後、委員会に説明する報告があった。(内容抜粋)

◎第1条(目的) 基本構想実現のため基本的事項を定める。

- ・現高齢者福祉施設の運営、新たな中核となる福祉施設の設立と運営

◎第2条(趣旨) めざす姿を明確にし、お互いに尊重すべき事項を定める。(追加)

- ・町民が最期まで暮らし続けることができるように新たな施設の体制を構築する。
- ・ゆうゆうは、公共性を十分に理解し尊重する。
- ・ゆうゆうの能力を活用し実施されることによりサービス向上や経費節減を十分理解し尊重する。

◎第3条(責務) 町とゆうゆうの責務を明確にするもの。(追加)

- ・町は、現施設の運営終了までの期間と新たな施設設立、運営の関係機関との調整及び財政支援
- ・ゆうゆうは、現施設の継続的な運営、新たな施設運営を持続可能な体制構築にする。

◎第4条(現施設の運営管理) 指定管理期間中に運営主体がゆうゆうに変更(継承)となる場合の条件や支援を明記。

- ・ゆうゆうが管理する場合、必要な手続きのうえ指定管理者として継承すること。その期間は新たな施設へ移行するまでの間とする。
- ・町は、運営主体が変更された後も指定管理料を支払う。
- ・ゆうゆうは、勤務を希望する現施設職員を継続雇用する責任を有する。

◎第5条(新たな施設の整備運営) 町の支援の考え方を明文化する。

- ・ゆうゆうは、新たな施設を整備し責任をもって運営する。
- ・施設用地は町が用意し、無償で貸し付ける。
- ・新たな施設整備費用は、ゆうゆうが受ける補助金などを除いた額を補助対象者として助成。
- ・新たな施設に必要な人材育成に必要な経費は、新たな施設が運営されるまでの期間、町が助成する。
- ・施設運営の費用は、町が責任を持って助成し、その期間は8年間とする。

※北海道から地方自治体への補助事例を基にゆうゆうとの協議を踏まえ8年間とする。

◎第6条(再委託)

- ・町が認めた場合、ゆうゆうが行う業務を第三者に委託することができる。(追加)

◎第7条（協議体の設置）

- ・町とゆうゆうが情報共有や意見交換の場を設ける。

◎第8条（協定期間）協定有効期間と協定解消事項を定める。（修正）

- ・有効期間は運営の費用を除き、令和6年4月1日から新たな福祉施設の運営開始日の前日まで。協定解消事項は、命令違反、協定違反、信用失墜行為。

◎第9条（その他）協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

◆「新たな施設の建設候補地」

委員会として、2つの建設候補地から建設候補地を決定した。

(11) 令和6年3月13日

◆「ふくしのまちづくり基本協定書(案)の変更点」

3月1日に示した、ふくしのまちづくり基本協定書(案)をゆうゆうの確認や町との協議を経て最終的にまとめ、変更点の説明を受けた。（変更内容抜粋）

◎第2条（趣旨）基本構想の見直しに合わせ文言修正

- ・すべての住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように住民がお互いを思い、地域の実情にあった社会資源を活用し、ケアが一体的に提供される和寒町版地域包括ケアシステムの実現をめざす。
- ・住民が誇れるまちとなることをめざし、楽しいまちづくりを追求する。

◎第5条（新たな施設の整備運営について）

- ・新たな施設の運営に関する費用は、収益的支出における損失が健全な運営を妨げる場合は、町が責任を持って助成する。（下線部追加）

※健全な運営を妨げる場合とは、経営努力し改善策を講じてもなお赤字になることや新たな施設の赤字補填のため本部から繰り入れる事態になることを想定。

◎第8条（協定期間）

- ・有効期間は、運営に係る費用を除き、令和6年4月1日から新たな施設の運営開始日の翌年度4月1日から8年間を経過した日まで前日まで。（中線削除、下線部追加）

※運営に対する助成期間も含めた期間に修正。

- ・第4条（現高齢者福祉施設の管理運営）及び第5条（新たな施設の整備運営について）の規定を除き、有効期間満了の日から3箇月前までに更新しない旨の申し出がない限り1年間有効とし、以降も同様とする。（自動更新する規定を追加）

この内容で3月16日(土)のまちづくり町民サミット前に基本協定書を締結することを委員会です承した。

◆「建設候補地」

3月1日の建設候補地決定後、地権者と協議を進め福祉施設の候補用地として譲渡する内諾を得た報告があり、建設予定地の土地、場所は所有者名を伏せた位置図を今後サミットや基本計画に示すこととし、この部分の秘密会議は解除することとした。

建設予定地 字三笠の現農地(かたくり自治会内あかしや団地横)

敷地面積 17,353㎡(5,258坪)

また、建設候補地の一部民地も予定地になれば都合が良く、地権者の意向も聞きながら現在進めている説明があり、この部分は秘密会議とすることとした。

## (12) 令和6年3月29日

### ◆「ふくしのまちづくり基本構想、基本計画書の完成」

ふくしのまちづくり基本構想策定業務委託のふくしのまちづくり基本構想、基本計画書(総数109ページ)の成果品が受託業者から納品され、内容の説明を受ける。(事業規模、事業費試算の内容抜粋)

#### ・事業規模の概要(諸室の面積)

事業	室面積	事業内容
特別養護老人ホーム (利用定員48名)	1,837㎡	・居室は1ユニット12名の個室 ※4ユニット×12名=48名 ・共生型短期入所生活介護 ※空床利用型で1ユニットのうち2室利用 ・診療所との連携による看取り(最期まで施設でケアする)支援体制の整備検討
共生型通所介護 (利用定員18名)	312㎡	・高齢者や希望する障がい児も利用する共生型サービスを実施 ・共生型短期入所生活介護 ※特別養護老人ホームの各ユニット2居室、8名分 ・訪問看護、訪問介護、居宅介護等の在宅支援サービス体制を整備
事務室	128㎡	
就労継続支援B型	120㎡	・定員10名、特養の清掃洗濯や農作業の施設外就労
食の拠点	408㎡	・特養、短期入所、通所介護や厨房機能を活用した子どもを含むあらゆる世代への食の拠点
仕事センター	152㎡	・仕事センター、仕事マッチング、トレーニングなど必要な人にフルタイムでない仕事の提供と仲介
風除、廊下等	887㎡	
合計	3,844㎡	

#### ・事業費概算の試算

今回算定した事業費概算は基本計画段階までの想定値で、今後の基本設計、実施設計により変動する。

項目	金額	内容
建設工事費	22億8,149万円	1,162.84坪×1,962,000円
設計、管理業務費	1億9,731万円	
開発工事費(土盛、駐車場等)	1億7,353万円	17,353㎡×10,000円
開発設計業務費	540万円	一式
備品購入費	1億1,628万円	1,162.84坪×100,000円
各種申請費	138万円	一式
消費税	2億7,754万円	
合計	30億5,293万円	

※建設工事費の坪単価1,962,000円の試算は、2018年以降に道内で実施された福祉施設等の入札金額から平均値を算出し、今年度までの物価高騰を勘案し建築費指数による補正を行い採用している。

### ◆「議員間討議」

今後は内容も濃くなり特別委員会を立ち上げて進める方法について協議した結果、今後も総務経済常任委員会で進めることとした。また、今回の基本構想、基本計画に対する質問事項を行政側に提出し回答を求めるなど議論を進めることとした。

## (13) 令和 6 年 4 月 30 日

### ◆「福祉施設建設地の取得」

6 月町議会定例会に公有財産購入費で補正予算上程し、議決後 7 月上旬に土地仮契約を行い、農地法 5 条転用申請を農業委員会に申請し、5 条転用は本町農業委員会で許可が下り 7 月か 8 月に許可予定で、9 月定例会で財産取得議案を上程し、議決後 9 月に売買契約の流れの説明を受ける。

取得価格は 1,030 万円（2 筆、地目；田、面積 17,353 m<sup>2</sup>）。農地売買価格に土地改良区決済金、今後 5 年間経営所得安定対策交付金を受けた場合の予定額、土地売買に伴う所得税や保険料、公租公課の負担額を加味し算定したものと説明を受けた。

### ◆「主な事業経過」

- ・ 4 月 1 日保健福祉課内にふくしのまちづくりを推進するため地域福祉推進室を設置。
- ・ 4 月 19 日ゆうゆうと社会福祉協議会がふくしのまちづくりに関する覚書を締結。  
⇒新たな施設運営を持続可能にするための体制構築を推進する。  
⇒指定管理を継承したときは、スムーズに行うことができるよう協力すること。  
⇒職員の取扱いは、現施設職員の意見を考慮し必要な協議を行うこと

### ◆「基本構想、基本計画の委員質問の回答」

4 月 22 日に基本構想、基本計画に対しての議会報告会（4 月 13、14 日開催）の意見、各委員からの質問事項 22 件を行政側に提出しその回答説明を受けた。

## (14) 令和 6 年 6 月 4 日

### ◆「今後のスケジュール」

今年度の基本設計で、6 月末に配置方針の決定、8 月末に平面計画方針を立て、10 月に立面断面の計画方針、11 月に構造や設備方針、1 月末に基本設計方針決定、3 月に基本設計説明会の予定。

### ◆「食の拠点の検討状況」

特別養護老人ホームの厨房機能の活用を進める食の拠点の検討で、学校給食は平成 18 年 9 月から配送方式により、士別市にお願いして広域で事業を実施してきた経緯、民間施設の中で一部学校給食の厨房を公設が混在するのは非現実的であり、独自に栄養教諭を配置していくのが非常に困難で、ゆうゆうとも協議した結果、新たな福祉施設の厨房で提供していく食の拠点機能から学校給食は除く判断をした説明を受けた。

また、学校給食以外で食を支える子どもたちや地域に提供できる仕組みが作れないか検討しており、例えば学校の春夏冬休みに子どもへの食事、子ども食堂や配食サービス、保育所への配食機能は引き続き検討している説明も受けた。

### ◆「福祉施設等の財源内訳」

道内での福祉施設、交流施設の規模、事業費、財源内訳、公設・民設事例の説明を受けた。

## (15) 令和 6 年 9 月 5 日

### ◆「指定期間の変更、新たな指定管理者選定」

芳生苑、健楽苑は令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月末までの 5 年間を社会福祉協議会の指定管理期間を 2 年間に変更し、残り 3 年間で新たな候補者を選定し、12 月定例会に上程、令和 4 年 12 月に可決を得た期間変更の議案と残りの期間を新たな指定管理者を指定する議案 2 本を上程すると、本年 4 月 19 日にゆうゆうと社会福祉協議会でふくしのまちづくりに関する覚書を取り交わし、第 3 条で現高齢者福祉施設の管理運営も必要な手続きを経た上で、管理運営を継承した時はスムーズに管理運営が移行できるよう協力し行う取り決めがされている説明を受けた。

#### ・8 月 1 日付けで社会福祉法人ゆうゆうからの申し出

新たな福祉施設の円滑な移行のために出来るだけ早い段階で当法人が指定管理者として現高齢者福祉施設の管理運営を受任する候補者となる意向があり、必要な手続きを進めたい旨の申し出が町にあった。(内容抜粋)

#### ・9 月 3 日付けで和寒町社会福祉協議会からの回答

8 月 14 日付けで町からの協議依頼があった高齢者福祉施設の管理運営に関する協定書第 4 条の指定管理の変更は、評議員会及び理事会の承認があり報告する通知が町に提出された。(内容抜粋)

### ◆「公募によらない指定管理者の候補者を選定する理由」

町は令和 5 年度に策定したふくしのまちづくり基本構想を実現するため、町とゆうゆう、社会福祉協議会と包括連携協定を締結し相互に連携協力することとした。

町とゆうゆうが締結した基本協定第 4 条第 1 号でゆうゆうは現在、社会福祉協議会が指定管理者として運営している高齢者福祉施設を必要な手続きを経たうえで指定管理者として継承し、新たな福祉施設へ移行するまでの間、運営していくものとする事と取り決めていることから、ゆうゆうを公募によらない指定管理者の候補者として選定していくことが望ましいと考える説明があった。(内容抜粋)

### ◆「高齢者福祉施設指定管理者選定要綱」(内容抜粋)

- ・指定管理者の候補者 社会福祉法人ゆうゆう
- ・申請期限 令和 6 年 11 月中旬
- ・経営努力しても費用が収入を超過する場合は、指定管理料は毎年度町長と協議のうえ決定する。

### ◆「ふくしのまちづくりに関する町民意見」

町政懇談会、住民説明会で出された町民の意見と回答内容の説明を受けた。

### ◆「施設の配置図(素案)」

農地転用申請を出す配置図で現段階の案。建物配置とか面積が変わる場合がある。イメージしているのは、建物が真四角で利用する方以外入りづらい建物ではなく、広く開放的にして町民が気軽に立ち寄れる拠点の生活や暮らしの中に福祉拠点が有り、町民が通り抜けや色々に関わる施設をコンセプトとして平面図を検討している。具体的な内容は今後、説明の機会を設ける。

## (16) 令和 6 年 9 月 20 日（全員協議会）

### ◆「福祉施設用地の追加購入他補正予算」

本年 6 月第 2 回町議会定例会で建設用地購入の補正予算が可決され、建設用地北側の民地も予定地にと地権者交渉を進め承諾を得たので、今回の第 3 回町議会定例会に建設用地追加購入費 200 万円、用地確定測量及び支障物件整理業務委託費 295 万の補正予算を追加議案として上程する説明を受けた。

区分	所在地	地目	面積	取得価格
6 月購入	字三笠 95-9	田	11,038 m <sup>2</sup>	1,030 万円
	字三笠 95-46	田	6,135 m <sup>2</sup>	
			計 17,353 m <sup>2</sup>	
今回購入	字三笠 95-8	畑	964 m <sup>2</sup>	200 万円
	字三笠 95-9	宅地	500 m <sup>2</sup>	
			計 1,464 m <sup>2</sup>	

## (17) 令和 6 年 9 月 27 日

### ◆「先進地視察の報告」

保健福祉課、社会福祉協議会、受託事業者の関係者合同によるふくしのまちづくり先進地調査の報告を受けた。

- ・ 7 月 30 日 保健福祉課 2 名、社協 2 名、受託事業者 3 名  
福岡県大牟田市 社会福祉法人天光会 ケアタウンくらなが、ケアタウンたちばな  
福岡市 社会福祉法人 福岡ひかり福祉会
- ・ 8 月 27 日 保健福祉課 3 名、受託事業者 6 名  
神奈川県愛川町 愛川舜寿会、春日台センターセンター

### ◆「特別養護老人ホームの体制の変更」

基本構想で 5 つのビジョンを掲げ、その一つの最期まで暮らし続けることのできる特別養護老人ホームの体制構築の変更提案を受託業者から説明を受ける。（内容抜粋）

- ・ 基本構想では 1 ユニット 12 名 4 ユニットの定員 48 名を再度検討し  
⇒1 ユニット 15 名 3 ユニットの定員 45 名に変更する 3 つの視点。

#### 【スタッフケアの視点】

- ・ 12 名 1 ユニットは夜勤 1 名に対し 24 名をケアし、夜勤負担が大きく懸念される。
- ・ その改善のため夜勤 1 名に対し 15 名のケア体制を構築する。
- ・ 現在のケア体制から移行の負担感とストレスを軽減できる。
- ・ 安心で可視化されたケア体制を実現。スタッフの孤立・孤独防止、虐待リスク軽減

#### 【利用者ケアの視点】

- ・ 15 名 1 ユニットとするがケア空間を可変的に設け丁寧なケアを実現する。
- ・ 例えばリビングを 1 ユニットに 2 箇所設置し、8 名と 7 名の空間創設も想定される。
- ・ 人員配置の効率化を実現し、専門職や住民がケアに参画する体制を構築する。

#### 【経営的な視点】

- ・ 介護保険収入は 3 人減り約 1,457 万円減収だが、効率的な人員配置で約 6 人分の人件費で約 2,853 万円、事業費では 3 人減り約 307 万円の減額で、差し引き 1,700 万円が増収になる試算。人件費率 83%は高く、7 割ぐらいに人件費をコントロールしていくのか、効率化し適正な人員配置をして余剰人員を在宅サービスや子ども、障がい者分野のトレーニングをしてサービスを拡大し収益を上げていく経営努力もしたいと考える。

## ◆「和寒町中核となる福祉施設基本設計業務」

受託業者から配置平面計画、共有空間のイメージ図を用いて検討比較の説明を受けた。  
(内容抜粋)

### 【基本計画の配置方針】

昨年度の基本計画の配置方針で5つパターンを示したのが昨年度の計画で、今年に入りモデル化して日当たり条件を考えながら進めてきた。北側の役場側からのメイン設計が重要になるだろうと考え駐車場や堆雪場所を検討してきた。

### 【土地利用計画】

4パターンで検討し北と南に分けて配置する北・南分散案は、日照条件が良い南東側を開かれた広場とした計画が可能で、南北の対角に駐車場80台を想定し、敷地東側に除雪走行スペース確保しながら堆雪場を敷地内に確保した計画配置を検討している。

### 【配置検討案比較評価】

4パターンで検討し、ホール・風車型は風車型に共有部を配置し四隅に特養ユニットを配置する案と、ミチ・共有部中心型は南北を横断するミチ共有部が交流スペースとなり特養ユニットが分散される案があり、両案の併せたもので検討を詰めている。

### 【配置・平面計画案】

1ユニット15名で7人と8人の列でキッチンがシェアされる。中央広場を真ん中に活動の受け入れやイベントが見える場所、近くに食の拠点とキッチン、その横に特養厨房の配置。創作スペース、南側にデイサービス、東側に畑のスペース、共用部の屋根構造はかぼちゃの葉を見立てた5角形で検討している。

### 【建設地の農地転用許可】

6月補正可決の土地で、30a以上の転用は農業会議に意見照会を掛けなければならない、9月農業委員会総会、10月農業会議審査会で審査され10月末には通れば許可が出て、その後用地取得の議決を得る流れ。当初9月総会、10月臨時会で用地取得議決と考えていたがずれ込む。降雪前に基本設計構造計算に必要なボーリング調査をしなければならない、北海道農業会議の10月末に許可が出れば、ボーリング調査を財産取得議決前に行うのを了承願いたい。9月定例会で建設用地購入費の追加の土地は、一部畑があり現況証明を取り11月に契約登記の手順の説明があり了承した。

## (18) 令和6年11月28日

### ◆「令和7年度ふくしのまちづくり関係予算等」他

令和7年度ふくしのまちづくり関係予算等について、現時点の考えが行政側から示され質疑を行った。(内容抜粋)

#### 1) 福祉施設の整備

基本協定に基づき、社会福祉法人ゆうゆうが行う福祉施設の整備費用に対し、和寒町福祉施設整備事業補助規則に基づき町が補助金を交付する。

福祉施設整備事業補助金は予算額1億2,600万円を予定(過疎債は1億2,000万円)

- ・実施設計1億1,886万円 ⇒ 建築、構造、設備、外構、積算、備品選定、成果品正本、積雪シミュレーション等
- ・開発設計625万円 ⇒ 土地の切り下げ、土盛り等の設計
- ・確認申請89万円 ⇒ 北海道又は指定確認検査機関への確認申請手数料等
- ・開発工事 ⇒ 開発設計に基づく造成工事(補正予算又はR8年度予算)

## 2) 芳生苑健楽苑の管理運営

基本協定に定める芳生苑健楽苑の指定管理料は、高齢者福祉施設の管理運営に関する協定書及び年度協定書により、また新たな福祉施設の運営開始に必要な人材の育成確保、技能習得に必要な費用を指定管理料として町が負担する。

- ・新たな指定管理者の指定管理料 2 億 1,600 万円（社会福祉協議会から返還される指定管理料(留保資金分)△1 億円 ⇒ 実質 1 億 1,600 万円の町負担。
- ・人材育成分は積算中 ⇒ 職員の介護技術やケア向上に向けた研修、実習、などのスキルアップの費用

## 3) ふくしのまちづくり事業推進

ふくしのまちづくりの体制構築に向け包括連携協定に基づき、町とゆうゆう、社協が連携協力し進め、サミットやラボ、認知症サポーター養成講座、福祉ワーキングキャンプ、かたくり荘の活用検討などソフト事業を町が補助し予算は積算中。

## 4) 地域おこし協力隊の募集

福祉施設の整備にも関わりながら拠点を活かした事業モデルをプロデュースする意欲と実行力のある人材を地域おこし協力隊として募集する。

- ・ローカルベンチャープロデューサー(仮称) 1 名
- ・業務内容は、基本構想実現の業務協力、食・仕事・創作の仕掛けづくり、モデル事業実施、福祉施設設計への意見反映など。
- ・予算額 519 万円（報償費 319 万円、活動費補助 200 万）※現在の協力隊と同額
- ・おためし地域おこし協力隊は福祉人材のインターンシップとして 2 泊 3 日以上の期間で実施し予算額は 100 万円。(100 万円上限に交付税措置あり)

## 5) その他

- ・保育所への配食は行わないこととした。

## ◆施設の配置計画

令和 6 年 9 月 27 日に配置平面計画の説明を受け委員会からの意見・要望を踏まえ、その後検討を重ねた現段階の配置平面案が示され質疑を行った。(内容抜粋)

- ・食の拠点と隣接場所に畑を計画。
- ・共生型通所介護は敷地東側に配置変更。就労継続支援 B 型と合わせ創作の場として計画。
- ・送迎者 3 台程度の車庫を計画。
- ・来館者の車出入りと干渉が少ない西側にごみ庫を計画。
- ・屋根形状を整理し建設コストとメンテナンス性を配慮しながら屋根下空間を計画中。
- ・キッチンはエントランス広場と繋がるキッチンを検討。
- ・特養、共生型通所介護と配食調理ができる厨房を検討。
- ・椅子を並べて約 60 人が収容できイベントも可能。冬場でも多様な活動ができる中央広場を計画。
- ・子どもから高齢者が利用する土間作業スペースを計画し多世代交流を促す。
- ・町民が勉強や仕事ができる多目的なワークスペースを計画。
- ・施設の南北に 2 階にあがるスロープを計画。事務スペースの上に職員休憩室を検討中。
- ・施設中央付近に機械浴槽の配置を変更。
- ・リビング、ダイニングは、水回りや収納等の配置を整理し見通しの良い計画に変更。
- ・特養各居室にトイレと洗面を計画。
- ・リビング、ダイニング以外に入居者が休憩できる場所を検討(コーナーベンチ)
- ・北側配置の居室は南面採光が確保できる居室断面を検討。

- ・廊下をキッチンに向き合うように計画し職員負担を配慮。
- ・汚物処理室、リネン室は各ユニットの端部に変更し搬出が容易な位置に変更。

#### 4. まとめ

高齢者福祉施設の芳生苑（昭和 51 年度）と健楽苑（平成 6 年度建設）は大規模改修が困難で新たに整備する必要があり、施設運営費は毎年 1 億円を超える指定管理料を町が負担している現状と課題があった。平成 27 年 6 月から常任委員会所管事務調査、令和 3 年 3 月から医療及び福祉施設等調査特別委員会を設置し、委員会の開催や道内外の先進地視察も行い調査を進めてきた。

令和 4 年 7 月に当別町の社会福祉法人ゆうゆうへ視察に伺い、理事長から誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「地域共生社会の実現」を目指し福祉事業を展開している説明を受け、9 月には法人理事長を迎え「地域福祉を考える研修会」を主催し、社協役員や理事、町理事者・担当職員が参加して、本町の将来あるべき福祉施設の展望の講話を受け研鑽を重ねてきた。

令和 5 年 4 月に本町の「ふくしのまちづくり基本構想」と「中核となる福祉施設の基本構想」の策定に向け、企画力や専門性など総合的に判断する公募型プロポーザル方式での審査を行い事業者が選定され、懸案事項だった特養等の建て替えに向けて事業がスタートした。これまでの委員会開催の審議内容は記述のとおりで、令和 6 年 3 月 29 日に「和寒町ふくしのまちづくり基本構想、基本計画書」が成果品として提出された。

またこの間、委員会として福祉施設等の先進地視察を行ってきた経過にあり、その内容を活かしつつ調査を重ねてきた。

- ・平成 30 年 8 月 1 日 東川町(有)栄有 特養施設、美瑛町 福祉法人慈光会 特養施設他
- ・令和 3 年 11 月 12 日 旭川圭泉会グループ 特養施設他
- ・令和 4 年 7 月 7 日 当別町 社会福祉法人 ゆうゆう
- ・令和 4 年 11 月 11 日 千葉県千葉市、成田市 社会福祉法人 福祉楽団 特養施設他
- ・令和 4 年 11 月 21 日 増毛町 特別養護老人ホーム明和園
- ・令和 5 年 7 月 5 日 当別町 社会福祉法人 ゆうゆう
- ・令和 6 年 7 月 3 日 苫小牧市 東開文化交流サロン
- ・令和 6 年 10 月 29 日 京都府宮津市 社会福祉法人 みねやま会 マ・ルート

これまでも委員会としては、施設建て替えの議論と併せて指定管理の事業費負担の状況や利用者の床数規模、運営事業者との意見交換などを重ね、総合的な視点で将来を見据えた特養のあり方などを委員会で議論を重ね、研修・学習会なども行ってきた経過にある。

また、新たな特養建て替え案での 45 床とした場合のシミュレーションでは、2 億円以上の介護保険収益が見込める説明を受けていることから、今後の雇用確保や町内経済効果も期待できるなど、特養存続の意義についても議論を重ねてきた。

そのような中、議会視察のきっかけで社会福祉法人ゆうゆう理事長との出会いがあり、行政・議会・社会福祉協議会などの信頼関係のもと、本町のふくしのまちづくりプロジェクトについて協議を進めてきた。このプロジェクトは、基本理念・基本方針から見ても、これからの和寒町の可能性を感じるまちづくり事業と考えている。これから造り上げる建物はただの箱モノではなく、本町が本町であり続けるための、未来の子どもたちに残す宝の箱として造り上げることが大切であり、そのためには町民の理解を一層深めるとともに、今後も行政と当委員会で活発な議論が深まることを期待し、中間報告とする。